

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、効率的で公正な経営体制を構築し、健全な成長・発展及び業績目標の達成と企業価値の増大等により、株主ならびに多くの関係者の信頼と負託に応えるため、以下の5点をコーポレート・ガバナンスの基本方針としています。

1. 迅速な経営意思決定
2. 戦略性の高い組織設計
3. 企業行動の透明性、合理性の確保
4. 適切な内部統制システムの整備
5. 適正なディスクロージャーによるアカウンタビリティの履行

この基本方針の下、企業集団としての適切な内部統制システムを構築・運用し、継続的にコンプライアンス体制の整備・強化に取り組み、経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対し、迅速かつ的確な対応を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	34,443,800	4.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	32,107,200	3.95
三井不動産株式会社	16,376,825	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041	16,000,000	1.97
松井証券株式会社	15,400,200	1.89
住友不動産株式会社	13,854,869	1.70
HAYAT	12,049,000	1.48
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	10,804,471	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	9,402,400	1.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	9,349,300	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

- 上記、【大株主の状況】は、2015年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。
- なお、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から2015年3月5日付で関東財務局長に提出された変更報告書により、2015年2月27日現在でJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社他3名の共同保有者が以下のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- ・保有者: JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 他3名
 - ・保有株式数: 56,754,340株
 - ・保有割合: 6.98%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

○上場会社について

当社の企業集団には、上場会社である「三井住建道路株式会社」を含んでおり、同社に対する当社が所有する議決権割合は、54.6% (2015年3月31日現在)となっています。

当該子会社は自主性、独立性を保持することを基本としており、相互発展に寄与すべく、採算性の重視を徹底した企業活動を行っています。

当社は、少数株主の存在する当該子会社の経営に対して、少数株主の利益を尊重し、不正・不当な取引を強要することがないよう、他の協力会社と同様の競争原理に基づき、取引条件等の設定についても適正な手続きを行っています。

当社は、企業集団としての内部統制システムを構築し、当社グループの企業価値を高めるため、継続的にコンプライアンス体制の整備・強化に取り組み、経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、ステークホルダー、ならびに社会に向けての適正な情報開示により、透明性の高い企業集団を形成していきます。

当社グループの三井住建道路株式会社が、東日本高速道路株式会社東北支社及び国土交通省東北地方整備局が発注する工事に関し独占禁止法違反の疑いがあるとして、2015年1月28日、公正取引委員会の立入検査を受けました。同社は、公正取引委員会の調査に全面的に協力しています。

また、当社といたしましては、同社のコンプライアンス体制、リスク管理体制の構築をあらためて指導・支援するとともに、グループ内部統制の更なる強化に努めてまいります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
北井 久美子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北井 久美子	○	労働省入省後、静岡県副知事を務め、その後も厚生労働省の要職を歴任するなど、豊富な職歴を有しており、現在は勝どき法律事務所弁護士、株式会社協和エクシオ社外取締役、宝ホールディングス株式会社社外監査役、東京都公安委員会委員を兼職しています。 2014年6月より当社取締役(非常勤)に就任しています。	当該社外取締役は、幅広い見識及びこれまでの豊富な職歴による経験を当社の経営に活かしていただくべく、社外取締役として選任しています。また、当該社外取締役は当社との利害関係はなく、独立性は確保されており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

村上 愛三	○	士であり、弁護士としての専門的な知識・経験を有しています。 2012年6月より当社監査役(非常勤)に就任しています。	性化して、監査機能が最大限発揮されることを期待して選任しています。 また、当該社外監査役は当社との利害関係はなく、独立性は確保されており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断されることから、独立役員として指定しています。
長島 謙	○	当社の営業取引先である住友金属鉱山株式会社経営企画部担当部長を現任しており、経営に関する豊富な経験を有しています。 2014年6月より当社監査役(非常勤)に就任しています。	当該社外監査役は、経営に関する豊富な経験を当社の監査役監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任しています。 また、当該社外監査役は当社の営業取引先の業務執行者ですが、当社との利害関係はなく、同社からの建設工事受注額の当社売上高に対する比率等に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断されることから、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

会社状況に鑑み、付与することが妥当でないと考えられるため実施していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当該事業年度に報酬を支給した取締役の人数及びその報酬総額を記載しています。(監査役についても同様の開示を行っています。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は取締役会の決議により決定しています。なお、2001年6月28日開催の定時株主総会での決議により、取締役の報酬額は月額総額250万円以内となっています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・社外取締役に対しては、本店管理部門が職務執行に資する情報等について、適時提供する体制となっております。
- ・社外監査役に対しては、監査役直属の組織として監査役室を設置し、当該部署が職務執行に資する情報等について、適時提供する体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

□役員状況

- ・取締役(9名) 社内取締役8名／社外取締役1名、男性8名／女性1名
- ・監査役(5名) 社内監査役2名／社外監査役3名、男性5名／女性0名
- ・当社は、社外取締役及び全ての監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償限度額は法令の定める最低責任限度額です。

□業務執行

- ・取締役会は、当社の経営方針及びその他重要事項の審議・決定、報告などを行っています。原則として毎月1回、また必要に応じ随時開催しています。
取締役会では、各取締役が掌管する業務の執行状況を定期的に報告し、取締役会の業務執行監督機能を向上させています。
- ・取締役会の意思決定機能及び監督機能と業務執行機能を分離し、明確にすることにより、取締役会の活性化、業務執行体制の強化及び経営効率の向上を図ることを目的として、執行役員制度を導入しています。
- ・業務執行上の重要事項の審議機関として主要な執行役員等で組成する経営会議を設けています。経営会議は取締役会の意思決定に基づく業務執行の迅速化を図り、業務の効率性を高めるために、原則として週1回、また必要に応じ随時開催しています。
- ・経営会議の諮問機関として各種委員会を設置し、業務執行における機動的かつ的確な意思決定を確保しています。経営会議の諮問機関として設置している委員会には、当社が社会的責任を遂行するための重要方針、コンプライアンス体制の整備などを審議する内部統制委員会をはじめ各種委員会があり、取締役もしくは執行役員を委員長として組成し、必要に応じ随時開催しています。

□監査役監査

- ・監査役会は、監査状況等の報告を受け、監査に関わる重要事項の審議・協議、決議を行っています。原則として毎月1回、また必要に応じ随時開催しています。
また、監査役は代表取締役と定期的に意見交換会を開催し、代表取締役との相互認識を深め、コミュニケーションの一層の向上に努めています。
- ・監査役直属の組織として監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専属の使用人(以下、「補助使用人」といいます。)を1名配置しており、当該体制を維持しつつ更なる機能強化を検討しています。また、補助使用人に対する指揮命令権は監査役のみが有し、補助使用人は全ての取締役からの独立性が保障され、人事異動、人事評価等に関しては、常勤監査役の事前同意を要することとしています。
- ・社内より監査役(常勤)を2名選任しています。
そのうちの1名は、総務、法務等の幅広い業務経験に加え内部監査部門にも携わっており、当社の業務に係る豊富な知識、監査実務の専門性を有しています。
他の1名は、土木設計、営業管理部門等の業務経験を有し、当社業務に係る豊富な知識を有しています。

□会計監査人

- ・当社は、会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、2014年度の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。
 - 業務を執行した公認会計士の氏名
 - ・指定有限責任社員 業務執行社員 若松昭司
 - ・指定有限責任社員 業務執行社員 内田英仁
 - 監査業務に係る補助者の構成
 - ・公認会計士 11名、その他 13名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行とこれに対する監視・監督のそれぞれの機能が十分に発揮される制度として、監査役制度及び執行役員制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」、執行役員による「業務執行」、監査役会及び会計監査人による「監査」の区分による組織体制により運営しており、これによりコーポレート・ガバナンスが有効に機能していると判断しています。

また、企業経営の透明性、健全性を高めるため、社外監査役に加えて社外取締役を選任し、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議決権を行使するにあたり、十分な検討期間を確保するために株主総会開催日の3週間前に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」を採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成し、「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」に提出するとともに、当社のホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページに掲載しています。 http://www.smcon.co.jp/investor/disclosure-policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	「決算説明会」として通期決算公表後に実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	公表後、遅滞なく掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	「広報室」を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社における社会的責任を“事業活動を通じてステークホルダーからの要請に応えること”と捉え、企業の持続的発展をより確かなものとすべく、当社経営理念の実現を目指した全社的なCSR活動を推進しています。</p> <p>□CSRレポートの発行 当社のCSRに対する基本的な姿勢として「経営理念」を定めており、その実現を目指した事業活動をCSR活動と位置付けています。 当社は事業年度における取り組みを、当社経営理念に掲げる「顧客」「株主」「社員」「社会」、そして「地球環境」の各ステークホルダーに分類し、事業活動を通じて分かりやすく報告することを目的とした「CSRレポート」を毎年1回発行しています。</p> <p>□コンプライアンス体制の整備 当社の役員・社員及び当社グループの役職員が公正な企業活動を行っていくための行動指針として「企業行動憲章」ならびに補助解説書として「法令等詳説」を作成し、健全な事業活動の推進に取り組んでいます。</p> <p>□適切な内部統制システムの整備 内部統制委員会を設置し、「内部統制システムに係る基本方針」(取締役会決議)に基づき、内部統制の目的の一つである業務の有効性及び効率性を確保するために必要な施策の実施について審議するとともに、実施状況を監視しています。</p> <p>□環境経営の推進 環境経営推進委員会を設置し、当社の環境経営に関する取組み内容の決定、進捗状況のモニタリングを行っています。 また、「環境ビジョン“Green Challenge2020”」を定め、環境に関する中長期的な展望を明確にして環境に対する取り組みを強化しています。</p> <p>□ダイバーシティの推進</p>

ダイバーシティ推進委員会を設置し、経営トップの強いコミットメントと社員の意識改革の下、女性、外国人、シニア、障がい者等の積極的な登用を図るとともに、多様な人材が活躍できる企業風土づくりを実現することを目的として活動しています。

その中でも、女性活躍推進については、時代と社会が求める重要課題であるとともに、その実現に向けた取り組みは企業としての使命であると認識しています。これまでの建設業界のイメージを払拭し、女性が積極的にこの業界へ進出できるよう、ワークライフバランスの実現や、女性はもちろん全ての社員が能力を発揮できるような働きやすい労働環境を整備することに積極的に取り組んでいます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

○内部統制システムに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは企業集団としての価値を高めるため、継続的にコンプライアンス体制の整備・強化に取り組み、経営に重大な影響を及ぼすリスクに対し、迅速かつ確実な対応を図り、ステークホルダーならびに社会に向けて適正な情報開示を行い、透明性の高い企業集団を形成することを内部統制システムに関する基本方針としています。

なお、当社は、「内部統制システムに係る基本方針」を多年度に亘る継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っています。また、四半期毎に内部統制委員会を開催し、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等は正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取組状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っています。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めています。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・役員、社員（出向受入社員、派遣社員等を含みます。）及び関係会社幹部等に対するコンプライアンス教育（企業行動憲章、法令等詳説の周知活動を含みます。）を継続的に実施し、個人及び組織のコンプライアンスの向上を図り、より高い企業倫理の確立を進めています。

(1) 本支店各部署がコンプライアンス教育を盛り込んだ年度教育計画を策定し、集合教育に主眼を置いた教育を行うとともに、eラーニングを活用した教育も併用することによりコンプライアンス意識の浸透・高揚に努めています。

(2) 重要な法改正、他店事例の水平展開等、教育・周知すべき事項については適宜コンプライアンス教育を実施していきます。

(3) 「経営理念」「企業行動憲章」の社内システムのトップ画面への掲示の継続、eラーニングによる周知教育の実施等の啓蒙活動を実施しています。

(4) 海外拠点で開催されるローカルスタッフを交えた諸会議時に「経営理念」「企業行動憲章」の理解促進を図っています。

(5) 海外事務所（関係会社を含みます。）に対し、社内規則の制定・遵守状況等の内部統制の運用状況チェックを実施し、ローカルスタッフ等に対する内部統制教育を行っています。

・財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本的計画及び方針」に基づき、財務報告に係る内部統制を運用しています。

・監査部は、当社の内部統制システムの構築・運用状況を全社的に監視する部署として、各部署のモニタリング体制及び内部統制システムに係る基本方針に定める個々の手続きの有効性を検証・評価し、必要に応じてその改善を各部署に促しています。（以下の2、3、4及び5の各項目についても同様に必要に応じて改善策を促しています。）

・内部通報制度の適切な運用により、通報者が不利益にならないように配慮するとともに、牽制機能と自浄作用を強化し、より高い企業倫理を確立することにより、企業の透明性を図っています。

・内部統制システムに係る基本方針に基づく活動の進捗状況（リスク事象の顕在化に係る個別事象の報告を含みます。）については、企画部を担当する取締役が、四半期毎に取締役会に報告しています。（以下の2、3、4及び5の各項目についても同様に報告を行っています。）なお、取締役は、当該事業年度に係る内部統制システムの運用状況に関する評価を事業報告に記載しています。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る文書については、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規則」に則り、関連資料とともに、各所管部署が適正に保存・管理を行い、取締役及び監査役からの閲覧要請に対応しています。

・「情報セキュリティ基本方針」に基づく情報セキュリティに関する規定（ISMSマニュアル等）により、当社の保有する情報の保護、共有、活用の促進が可能な体制を整備しています。また、ISMS施策を徹底し、情報の流出防止に向けて、継続的に注意を喚起しています。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規則」に基づくリスク管理体制の構築・運用とその改善を継続することによりリスク管理の実効性を高め、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減及び顕在化防止を徹底しています。

(1) リスク管理の実効性を向上させるために、監査部による内部監査において、リスク管理規則に基づく日常的なリスク管理が適正かつ効果的に行われているか確認しています。

(2) リスク顕在化事例のポイント等をリスクアセスメント実施時に定めているリスク管理チェックリストに追加し、発生したリスク事象の意識付けとリスク意識の向上及び再発防止に努めています。

・当社の事業遂行にあたって潜在する重要なリスクを案件毎に精査し、リスクの顕在化防止を徹底するとともに、情報の共有と確実・迅速な伝達により顕在化した事象に即応できる体制を強化しています。

(1) 各プロセスにおいて実効性のある審査を適切に実施するとともに、個別工事における損益リスクや、施工・品質リスクの管理を徹底しています。

(2) 部門別の受注・売上・利益等の業績見通しを的確に把握し、目標達成に向けた諸施策の実施を通じて最終利益を確保しています。

(3) 「与信・債権管理プログラム」に則り、工事獲得段階から工事代金入金完了に至るまで与信管理を徹底しています。

(4) 品質（設計を含みます。）トラブルの経営トップ、監査役及び関係部署への迅速かつ確実な報告の徹底を図るとともに、再発防止策の社内水平展開を徹底していきます。

(5) 協力会社に対する定期的・随時の評価を実施し、与信・品質・コンプライアンスの確保の観点より、不良（問題）業者の採用を排除しています。

(6) 労務費等のリアルタイムなコスト情報等の発信と早期手配の督促により、調達コストの増加を回避し、損益悪化リスクを低減しています。

(7) 案件取組段階からの関係部署間の密な連携・打合せにより情報の共有を徹底するとともに、品質管理体制を強化しています。

(8) ハラスメントに起因する問題に適切に対応するため、ハラスメント相談窓口等が有効に機能するよう、相談員交代の際に教育を実施するとともに、窓口について周知・啓発を行います。

(9) 時短施策を推進し、組織的な取り組みにより、職場環境の整備・改善を図っています。

(10) 海外事業に携わる役員・社員（海外駐在員及びその家族、ローカルスタッフ等の海外要員）の安全を確保する体制を維持し、適宜、適切な対応を継続しています。

(11) 作業所所員や協力会社に対する集合教育、eラーニング、安全パトロール時のOJT等の安全教育の実施と、実効性のある安全パトロール実施のための支店安全環境部への指導・教育の強化により、災害の撲滅に取り組んでいます。

・人的・物的損害あるいは社会的信用の失墜により、当社の経営または事業活動に重大な影響を与える、または与える可能性のあるリスクの顕在化に対応するため、「危機管理規則」の浸透と定着を図っていきます。また、社外で発生した具体的なリスク事象を踏まえた危機管理に関する教育を実施しています。

・大規模災害等の発生に対応し、損失の軽減を図るため、「事業継続計画（BCP）」に定める体制を整備しています。また、首都直下地震等の巨大災害への対応のため、BCPの実効性の継続的な検証・見直しを適時行うとともに、設備や備蓄品の補強を行っています。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会の意思決定機能及び業務執行の監督機能と、執行役員の業務執行機能を明確に区分することで、経営効率の向上と業務執行の権限と責任の明確化を図っています。また、原則毎月1回開催する取締役会において、各取締役が掌管する業務の執行状況を定期的に報告し、取締役会の業務執行監督機能の向上を図っています。
 - ・改正会社法、東証企業行動規範(コーポレートガバナンス・コード)を踏まえて、取締役会への付議・報告基準を見直し、取締役会の活性化と業務執行監督機能の強化に取り組んでいきます。
 - ・主要な執行役員等で経営会議を組成し、当社及び当社グループの業務執行に関する重要な経営課題について、多面的かつ効率的な検討を加えるとともに、意思決定の迅速化を図っています。
 - ・年度経営計画については、責任者である執行役員等及び支店長で構成する拡大経営会議において進捗状況を把握するとともに、各本部、各支店へのヒアリング、トップへの報告を密に行い、個別工事の損益管理の徹底により、計画の実効性向上を図っています。また、計画の進捗状況を四半期開示に合わせ、取締役会に報告しています。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「経営理念」「企業行動憲章」等、当社グループにおいて基本的な考え方を共有するとともに、関係会社管理規則に基づく管理を実施し、関係会社各社の実状に即したコンプライアンス体制、リスク管理体制の構築を指導・支援する等、実効性のある内部統制システムの構築・運用に継続的に取り組んでいます。
 - (1)関係会社社長(海外を含みます。)等を対象としたコンプライアンス教育を実施しています。また、受講した経営幹部による自社への教育内容の周知を徹底しています。
 - (2)関係会社各社に対し、会計対応を中心に業務処理の適正性について定期的な業務検証を実施しています。
 - (3)関係会社各社の社内規則等について適切な見直し・改定を指導しています。
 - (4)関係会社各社におけるリスク管理体制やその運用における問題点は是正・改善を指導・支援しています。
 - (5)関係会社各社におけるリスク顕在化事案の適切な情報共有のため、報告体制を整備しています。
 - (6)関係会社各社の新任取締役・監査役を対象として、取締役・監査役の職務遂行にあたって必要な知識会得のための教育を実施しています。
 - (7)関係会社の内部通報窓口と情報を共有し、関係会社におけるリスク顕在化の抑制・防止、リスク顕在化の際の被害の極小化に努めています。
 - ・関係会社等の社長による状況報告会等を通じて、各社の年度経営計画の推進状況をモニタリングし、各社の計画達成に向け指導・支援を行っています。
 - ・監査部は、関係会社各社の実状に即した内部統制システムの構築・運用状況を監視するとともに、監査指摘事項の是正・改善の徹底に努めています。また、関連事業部・国際支店は、指導を受けた事項について再発することがないように継続的に監視・指導するとともに、他の関係会社にも注意を促しています。
6. 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び監査役が当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役職務を補助する専属の使用人(以下、「補助使用人」といいます。)を1名配置し、補助使用人が属する組織として、監査役直属の監査役室を設置しています。当該体制を維持しつつ、更なる機能強化を検討していきます。また、補助使用人に対する指揮命令権は監査役のみが有し、補助使用人は全ての取締役からの独立性が保障され、人事異動、人事評価等に関しては、常勤監査役の事前同意を要することとしています。なお、補助使用人には、監査役の指示に基づき監査役監査遂行上必要な情報を社内及び関係会社等から収集する権限が付与されています。
7. 当社の監査役への報告に関する体制及び報告を行った者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・内部通報窓口は、内部通報があった場合には、経営陣へ報告を行うと同時に、監査役にも遺漏なく報告を行います。
 - ・当社の取締役及び使用人ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等から報告を受けた者は、当社及び関係会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告を行います。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて当社の取締役及び使用人ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等に対して報告を求めることができます。なお、これらの報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことはありません。
 - ・監査役が出席する会議、閲覧する資料及び監査役に定期的あるいは臨時的かつ速やかに報告すべき事項を具体的に定め、代表取締役及びその他の取締役等はこれを社内各部署の長に対し周知徹底しています。
8. 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払等の手続き・処理等に関する事項
- ・監査役は、監査の実施のために社外の専門家に助言を求めまたは調査の実施等を自由に委託することができ、それに伴い生じる前払いを含む費用の発生について、会社はこれらが当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理します。
9. 当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役及びその他の取締役等の更なる理解促進により、監査役監査の実効性の維持・向上を図っています。
 - (1)監査役は取締役会において、前年度監査の方法と結果の概況及び当年度の監査計画の概要の説明を毎期継続的に実施しています。
 - (2)監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、相互認識を深めています。
 - (3)監査役は、監査役と内部監査部門との連携の実効性を高めるため、内部監査部門との間で定期的に情報交換を行うとともに、必要に応じ社内体制の整備を代表取締役に求めています。
 - (4)監査役監査の実効性を高めるためにIT環境の整備を進めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業行動憲章」において、暴力団対策法等の趣旨に則り、反社会的勢力からの不当な要求に応じたり、あるいは反社会的勢力を利用する等の行為を行わないことを、遵守事項として定めています。

□反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

当社における社内体制の整備状況は以下のとおりです。

(1)対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、不当要求に対する対応統括部署として、本店に総務・法務部、各支店に管理部を設置しています。また、各対応統括部署に不当要求防止責任者を設置しています。

(2)外部の専門機関との連携状況

所轄警察署担当係官とは、平素から緊密な連携を保ち、本店及び各支店の担当者との連絡・通報体制を確立しています。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

各都道府県の暴力追放運動推進センター主催の講習会等に積極的に参加し、情報収集にあたるほか、所轄警察署との連携により得られた情報に基づき、反社会的勢力に関する最新の情報を総務・法務部において管理しています。

(4)対応マニュアルの整備状況

「法令等詳説」において、暴力団対策法に関する解説及び当社の対応について定めています。

(5)研修活動の実施状況

「法令等詳説」を用い、入社時研修やその他の社内研修等において教育を行っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

□適時開示体制の概要

当社では、適時開示の担当部署を企画部とし、以下の体制により適時開示を行っています。

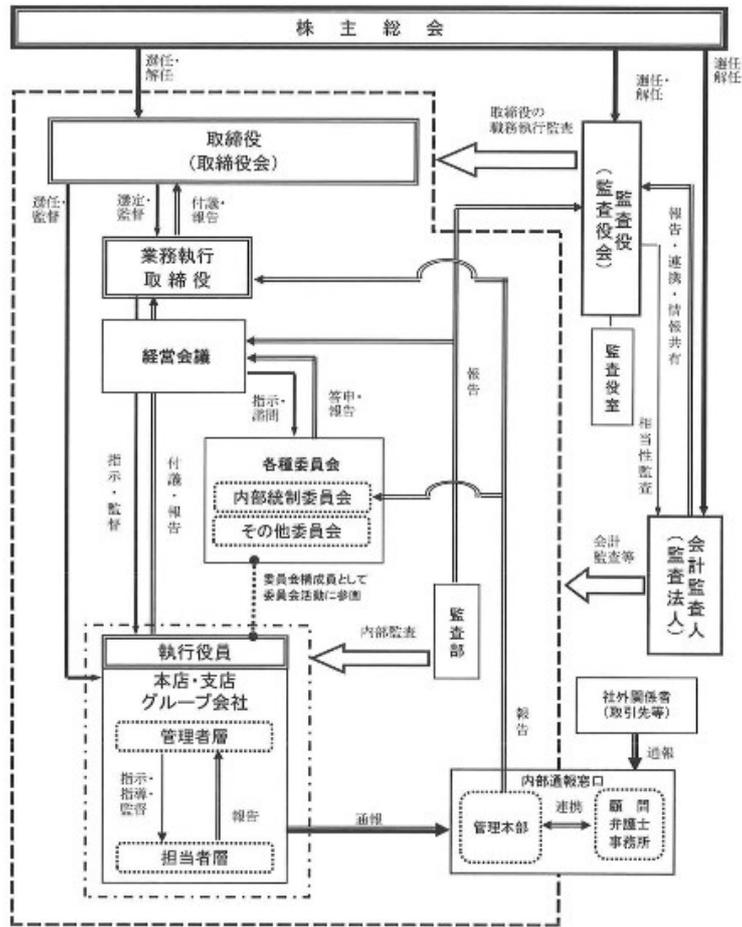
1. 社内情報の収集・把握

当社における社内情報の収集・把握に関しては、企画部が担当しています。

2. 適時開示

把握された社内情報については、企画部を中心に関係部署と協議のうえ、決定事実及び決算情報については、決定・承認後遅滞なく、また、発生事実については発生後遅滞なく開示を行っています。

【参考：模式図】



【参考：適時開示体制概要】

